　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様式第１号

ノートパソコン貸与申請書

　　　 　　年　　月　　日大阪公立大学　様

ノートパソコンの貸与を希望します。

上記を借用の際には、別紙の借入事項を遵守します。

1. 申込者（被貸与者）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象区分  どちらかにチェックを入れる | ①．国の高等教育の修学支援新制度（家計急変を含む）の採用候補者決定通知（給付奨学金）を持っている者、又は同制度に申請する予定の者  ②．上記①に準ずるやむを得ない事情がある者  （本申請書以外に理由書を提出すること。） |
| 入学年度 | 年度 |
| 所属 | 学部・学域・研究科　　　　　　　　　　　　　学科・学類・専攻 |
| 学籍番号  （又は受験番号） |  |
| フリガナ |  |
| 氏名 |  |
| 住所 | 〒　　　　－ |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |
| 受け取り  希望場所  (いずれかに〇) | 杉本キャンパス　　・　　中百舌鳥キャンパス |

別紙

【借入事項】

１~12までの下記内容をよく読み、確認後、チェックを入れてください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | １．被貸与者の貸与期間は2024年2月29日までとし、遅滞なく大阪公立大学教育推進課へ返却するものとする。 |
|  | ２．被貸与者は、その貸与を受けた時から貸与機材について保管管理等の義務を負う。 |
|  | ３．被貸与者は、貸与機材についてハードウェアに一切の変更を加えてはならない。また、ソフトウェアのインストール、削除などの変更を加えてはならない。ただし、授業における指示によるソフトウェアの設定、セキュリティ対策の設定などはこの限りではない。 |
|  | ４．被貸与者は、貸与機材をいかなる形態であれ、他者に転貸してはならない。 |
|  | ５．被貸与者は、貸与機材をいかなる形態であれ、担保物件としてはならない。 |
|  | ６．被貸与者は、貸与機材のソフトウェアをいかなる形態であれ、複製してはならない。 |
|  | ７．被貸与者は、貸与機材のセキュリティに配慮し、貸与期間中は必要なOSのセキュリティ対策をし、ウィルス対策ソフトウェアは絶えず必要な更新がなされるように運用しなければならない。 |
|  | ８．被貸与者は、貸与機材を学修以外に使用してはならない。 |
|  | ９．被貸与者は、貸与機材について大学管理者の指示がある時は、その指示に従わねばならない。また休学、退学、自己でノートパソコンを購入するなど貸与理由が消滅した時は、直ちに返却しなければならない。 |
|  | 10．被貸与者は、貸与期間中の消耗品は自己で賄わねばならない。 |
|  | 11．貸与機材を返却する場合は、必要なファイル等は各自の責任でバックアップをとらなければならない。（貸与機材は返却後直ちに初期化がなされる。） |
|  | 12．被貸与者は、上記に掲げる事由に違反して損害を生じさせた場合は、そのすべてについて賠償する責任を負うものとする。 |